

# 芥川だより

発行日\*\*\*2018年5月1日 e-mail:akutagawa\_dayori@yahoo.co.jp  
最新号から創刊号まで閲覧できます。 http://akutagawadayori.sakura.ne.jp/

編集発行人 下村嘉明

発行所

☆ 着物から服へ

着物から服を仕立てます

高槻市芥川町2 -1 4 -3

TEL072-681-8870



\*\*\*\*\* 一部100円です \*\*\*\*\*

## 介護は突然やってくる



「痛い」「怖い」を連発しながら婆ちゃんの朝は始まる。少し落ち着くと「しんどい」を繰り返す。同居している83才の義母は、10年前から認知症になり毎日デイサービスを利用している。廊下の壁を伝いなんとか歩ける介護2であったが、1か月ほど前、いつものように婆ちゃんを起こしトイレに行こうと手を差し伸べたが立ち上がれない。足が痛いと悲鳴をあげるからトイレは諦めてベッドで家内と二人で婆ちゃんの排便処理をした。それから、婆ちゃんは車いす生活になった。本格的な介護が始まったのである。

介護の当初はパニックになり、在宅介護の全ての苦労が一気に来た。知識も経験もない人にも容赦なく来る。介護方法が分からず腰を痛たり、夫婦喧嘩にもなる。認知症で立てなくなると絶望的と思える状況になる。今回は運よくデイサービスを利用していた施設に空きベッドがあり緊急に2週間のショートステイをさせてもらった。

あれから、1か月余りが過ぎ試行錯誤を繰り返しながら、何とか続けられる介護方法を見出した。今の状態であれば在宅介護を続けられる自信が出てきた。絶望的と思えた壁を一つ越えたと思える。

10年ほど前に叔母のキミちゃんが主人を最後まで家で介護し看取った時に話していた苦労話が、今ならよく理解できる。「排便処理が大変だから、食事は少なめにする」と聞いた時に、何と薄情な人だ、と思ったが、今思えば薄情どころか優しい心だったんだと思う。

介護を経験して初めて大変な問題だと認識した。多くの人が直面していて人の尊厳に関わる人生の最も大事な問題の1つだと考え始めた。介護問題が社会を変えていく起爆剤になる。また、そうしなければいけないと気づいた。団塊の世代が高齢化し少子化が進み、ますます老人介護は待ったなしの問題になる。介護問題にイデオロギーの違いはない。自分も必ず介護してもらう身になるのだから。

## 死をめぐるあれやこれ (44)

石川 吾郎

陳皮

つい最近この「陳皮」というのが、ミカンなど柑橘類の皮の事だ、ということを知ってびっくりした。これは漢方薬の成分として、使われているということだ。

そういえば私が小さかった頃、私の母は私が風邪を引いたような時、ミカンの皮を干したのと黒糖を煮詰めた物を私に強制的に飲ましていたことを思い出す。甘くて苦みがある独特の味で、嫌いではなかったがそれほどおいしいものではなかった。

この冬、私のマイブームは金柑だった。一日三三個食べると口の中がさっぱりして、気分良く過ごせる気がする。昔に比べて金柑が甘く食べやすくなったのもあるようだ。

春になって金柑が出回らなくなって、私の身体がこの「陳皮」を欲していることに気が付いた。さて、どうしよう。そんなとき、ある店で「柚茶」と書かれた瓶詰めジャムがあるのを発見し買ってみた。韓国製で、中には柚の皮が入ってほろ苦い感じがいい。

それで最近では、この柚茶入りのコーヒーの一杯が私の朝の定番になっている。一日さっぱりとした感じで過ごすことができるのだ。

それにしても、最近の安倍政権のウソやごまかし、身びいき、忖度、隠蔽にねつ造、セクハラなど、人道にもとると言えるニュースに接するに、聞くに耐えない。

これでは日本の国の形と国民の生活がすっかり壊されて、言うならば「衰退途上国」になってしまうと感じる。(裏につづく)

この抹茶のようにさわやかに身体をシヤキツとさせるような存在が出てこないものかと思うのは、私だけだろうか。

そのためには私たち国民一人一人が、このような政治に怒り、立ち上がる必要がある必要があるだろう。近くには大統領の腐敗と不正に立ち上がった韓国という立派なモデルがある・・・。

## 素老人☆よもだ帳 (50)

坂本 一光

◆もはや戦後ではない、戦前である

「もはや戦後ではない」は、一九五六年の経済白書『日本経済の成長と近代化』の結びにあった言葉である。その前年には、つまり先の大戦からわずか十年後には、日本の国民一人当たりの実質国民総生産（GNP。一九九三年からの代表的な経済指標は国内総生産GDPである）は戦前の水準を超え、高度経済成長に向かう神武景気が幕を開けていた。冷蔵庫・洗濯機・白黒テレビが「三種の神器」と呼ばれ始める。

今思えば、「もはや戦後ではない」というこの言葉は経済的な意味だけを表していたのだろうか。新しい戦後は始まったが、同時にその陰で、戦前への回帰志向は絶えることがなかった。憎むべき戦後という時代がきた、と考える勢力は、敗戦のどきどきさの中に身を潜めながら、おっとどっこい、生き延びていただろう。その果ての現在——かつて「もはや戦後ではない」と呼ばれた日本は、その六十二年後、安倍政権下において、「もはや戦後ではない、戦前である」と宣言する日本に至ったかに見える。

「もはや戦後ではない」が流行語になった頃、もう一つの流行語が生まれている。大宅壮一氏が、実用放送が始まったばかりのテレビ文化を称して、「一億総白痴化」と言い放ったのである。平和な社会であればこそ享受することができるとテレビ文化が、

一億の国民に「考える葦」であることを忘れさせ、「新しい戦前」というべき日本に向かって猪突猛進するアベ政治を受け入れさせたのか。事はそんなに簡単であるはずはないけれども、本来は二つの別のことであるはずの「もはや戦後ではない」と「戦前である」が、安倍政権下でかくもみごこに一つに結びついたのはなぜか。安倍晋三という平成最後の政治現象はいったい何であるか、あるいはあったのか、その問いかけは重い。

◇平和というあたりまえがなぜ重い

「もはや戦後ではない、戦前である」を一笑に付すことができなくなってきた頃、一日一句・平和の俳句をと、読者や一般市民から募集を始めた新聞があった。東京新聞、中日新聞、北陸中日新聞、日刊県民福

井の各新聞である。連載は二〇一五年一月一日から始まり、各新聞の朝刊一面を平和の俳句が飾ることになった。選者は、『アベ政治を許さない』の揮毫をした金子兜太氏と、いとうせいこう氏である。一年間に三歳から一〇六歳までの五万七千通を超える投稿があったという。以下の俳句は、二〇一五年一月一日から十二月三十一日までの記録、『金子兜太といとうせいこうが選んだ平和の俳句』からの引用である（二〇一六年、小学館）。

元旦の最初の一句は、

平和とは一杯の飯初日の出

その実現こそが、政治が果たすべき責

任である。八月には、

戦争の命日八月十五日

人間の死も、出来事の終わりも、それを人が忘れたときに本当に終わる。そんな人がいたことも出来事があったことも、つまり歴史が忘れ去られる。「百年で語り尽くせぬあの惨禍」（一光）があり、日本が関わる被害も加害も忘れない決意として日本国憲法は生まれた。その決意は、とりわけ、世界に先駆けて理想的な平和の実現を宣言した憲法前文と第九条に込められている。「戦争を語れば平和が語られる」（一光）国、それが日本の戦後であった。その戦後は終わったのか。八月の句は続く。

戦争をしないと云ったではないか

憲法は押し付けられたのであり自主憲法に変えなければならぬとする権力の志向は、戦後一貫して強力であった。押し付けられたとは決して考えない自衛隊を自主憲法に明記する（注1）、それを最大の目標にして安倍政権は本気で改憲を企んでいる。危険を察知して平和の俳句は叫ぶ。

改憲という声開戦に聞こゆ

与党幹事長も「うんざりする」ほどに次々に暴露される森友・加計問題、公文書改ざん問題、自衛隊日報問題等々に対

## 芥川だより一三六号 目次

ページ

巻頭エッセイ	下村嘉明	1
巻頭コラム	石川吾郎	1
素老人☆よもだ帳	坂本一光	2
哲学屋のつばやき	祖蔵哲	3
大峰奥駈道17	梵店主	6
大人の今昔物語 45	石川吾郎	7
B級サラリーマン渡世譚58	明石幸次郎	8
オクラの山たより21	困了生	9
邪馬台国と火の国2	満田正賢	14
現代の付喪神	大江雄鬼	16
我がおおくのほそ道の旅16	成瀬和之	17
女90年の軌跡	眞糺	18
俳句	土田裕 影山武司	18
閉店のお知らせ	嘉	18

意識を哲学する (五)

「記憶にございませぬ」の「意識」

前号では 政治家が「都合の悪い事実」を隠すために「記憶の書き換え」つまり「新事実」をねつ造し、そのことを自分の事としていうことつまり「自己言及」として「パラドックス」になり、それが本当か嘘かわからなくなるという話をした。これが最近の政治の世界で起こっている現象である。皆嘘つきであるとされる信用できないあるグループの一員が自分を含むこのグループの「事実」に関して自分は本当のことしか言わないといつてもそれが発言自体が本当のことかどうかからなくなる。そんな状態が「パラドックス」なのである。この状態に国民、皆がいらいらしている。さてこの場合、次に問題になるのが、その「事実」を当事者が覚えていられるかどうか、この「記憶」というのもまた問題になる。それが「記憶にございませぬ」である。「新事実」のねつ造は「積極的な嘘」であるが、「記憶にございませぬ」は判断を保留している。嘘つきであるとわかっていながら、論理的にそうであるとは言えない。またまた「いらいら」ストレスが溜まるのである。今月は哲学的に「すつきり」してみよう。これもまた、「意識」のなせる技である。

五月

日本に平和のきまりこれ一番立ち止り犬と平和の風を嗅ぐ

六月

過労死も戦死もごめん初鯉

沖繩の声聞く耳の無き桜

七月

真珠湾讀えし悔を引きずりて生きるには戦車はいらぬ耕運機

九月

表札を母は外さず七十年

三才の国民つれてデモに行く

十月

声出るもの声あげよこの秋に鉦叩きあまねく平和を呼びおこせ

十一月

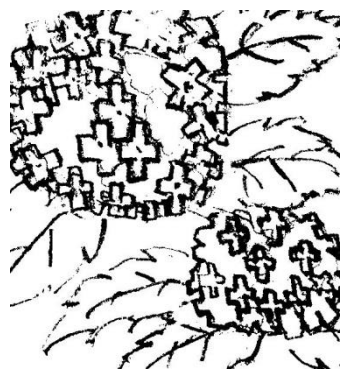
ギンヤンマ部屋の中まで来る平和 蜚蜚や九一九は憲法忌

十二月

二〇一五年九月十九日心に刻む 圧政にデイゴの花は咲き誇る

9条を懐に入れ月ながめ

どんな強圧政治が続いても、平和の声はこの国に絶えることはないだろう、と思う。



ができるからである。以上は素老人のまこと

に乱暴なまとめであるが、わが地域の九条の会が開催した改憲問題を考える講演会での弁士の話を、素老人はかく理解した。

なお、「自衛のため」の戦争の理屈はいくらでもどんな風にも立つのは、ちょうど、大國または大國の有志連合が行う「人道上の理由」による他國への武力介入、ほとんど宣戦布告なき戦争行為と云ってよいものが、それぞれの大國の利益のための言い訳に過ぎない(控えめに言えはそういうことが多々ある)のと同様である。利益を守る行為、それはまさしく自衛のための行為であるだろう。

ついでに言ってしまうが、そういうときの大國は、日本海に向けてあるいは日本列島を越え太平洋に向けてミサイルを飛ばす北の國が「ならず者國家」であるのならば、それと同様に「ならず者國家」であるだろう。念のために言うが北の國の核武装を是認するのはない。「核のない半島なるか世界の目」(一光、非核の東アジア、非核の世界の実現を素老人も切に望んでいる。抑止力を言うなら核の傘ではないだろう、「九条の真に深い抑止力」(一光)である。

(注2) 本文に紹介した一月と八月以外の月の平和の俳句も、以下に抜粋しておきたい。

二月

戦せぬ國の誇りの初日かな 初節句一人も殺したことがない

野菊抱き官邸前のデモの人

三月

猫よぎり平和行進ふり返る 虎よりも重のような国がいい

四月

言葉こそ戦争終わらず武器である

して、「一点の曇りもございませぬ」と言いながら「膿を出し切る」決意を語る安倍首相。一点の曇りもないところに膿が溜まるような病巣はないだろう、とは素老人でも考えること。モリとカケ・日報問題と膿がゾロゾロ吹き出す、曇りだらけの、膿を生み出すアベ政治の体質が問われているのである。「一点の曇りもないが膿を出す」(一光)と堂々と主張する凡庸な権力者は、いまや末期的な危険な政治状況に陥っている。改憲を冥土の土産にされてはかなわない。安倍政権はもはや退陣するほかにないところに来ている。「国民に主権があると示すとき」——これが、今日、素老人が詠む平和の俳句である(注2)。

(かたちは心であり、心はかたちになる■大分の素老人)

(注1) 憲法に自衛隊を明記する明文改憲が行われると、おそらく、自衛隊の存在はもちろん、その行動が憲法違反であるか、合憲であるか、の法的論争は本質的に意味をなさなくなるだろう。九条一項(戦争と、武力による威嚇又は武力の行使の放棄)と二項(戦力の不保持と、国の交戦権の不否定)があっても、自衛隊という「自衛のため」の戦力を持つことが憲法に規定された後では、実質的に議論になるのは自衛隊の行動が「自衛のため」の行動であるか、どうかだけになるだろう。実に不毛の議論しか残らない。なぜ不毛か。現代の戦争はすべて、「自衛のため」に行われるからであり、自衛のための理屈は、どんなに凡庸な権力者にも、いくらでも思いつくこと

1. 「記憶にございませぬ」のはじまりは

「記憶」というのは、政治家や官僚にとって非常に便利な言葉のようだ。国民の全ては「私の記憶するかぎり、そのようなこととはありません」「そついつた発言をした記憶はございませぬ」というのはこれは「そついつたことがあつた」「そついつた発言をした」と同じことと思つてゐる。なぜなら、本当にそついつた「本人の行為」がなかつたのなら「そついつた行為はありませぬでした」ときつぱりと否定するはずであるからである。この時に「記憶」を出す必要はない。わざわざ「記憶」を引き合ひに出さなければならぬのは、いざウソがばれたときに、「記憶」のせいにして非難されるのを防ぐためだ。どうやら自分の「記憶」というものは、自分のものであり同時に自分のものでない、便利なもののようにある。

政治家や官僚が「記憶」を持ち出し「証言拒否」をする手法が日本ではじめて登場したのは、一九七六年のロッキード事件に關して行われた証人喚問である。田中首相への政治献金などについて問われたことを受けた小佐野氏の証言「記憶がございませぬ」は当時流行語にもなつた。しかし、そもそも「記憶にない」と証言するのは、アメリカが本場のようである。「I don't have any recollection about that」といふ言ひ方は、アメリカでは議会の証人喚問のほか、偽証罪に問われるリスクがある刑事裁判や民事裁判でよく使われているらしい。なぜアメリカでこの手法が使われたか

というのは諸説あるが、まずアメリカは訴訟が多いということと宗教に關係していることがあげられる。日本では昔から「嘘も方便」とされ比較的「嘘つき」の基準は緩い。しかしキリスト教では「嘘」は重大な罪である。他人はごまかせても、自分にごまかせない。「嘘つきが天国に行くのは駱駝が針の穴を抜けるより難しい」、この聖書の言葉は強力だ。だからこついつた工夫が編み出された。しかし、注意したいのはもとの英語「記憶」といふ言い換えである。英語の「リコレクション」は「記憶」ではなく「思い出すこと」である。「記憶」は「メモリー」である。つまり自分の経験した（主観的な）「事実」が「記憶（メモリー）」という器に入り、そしてそれを時間過ぎてから「取り出す」（思い出す）という過程である。といふとこの正確な訳は、私は「記憶」（メモリーの内容）を（努力して）「引き出した」が「その結果」「事実」はなかつたといふこととなる。これは本来の米国式答弁である。つまり「事実」はあつたかどうか解らないがそれを「思い出せない」といつてゐるのである。もともと「記憶」に入つてゐなかつたのかどうかも解らない。

これに対して日本版「記憶にない」は、努力して器（メモリー）をさがしたが見つからなかつたかどうかかわからないが、そもそも「記憶の器」に入つてゐないといふのである。「記憶する」といふのはその時の「事実」を自分のメモリーの書き込みみそれをして「保持」することである。それが「ない」とは、その時の「事実」がなかつたか、あ

つたが書き込まなかつたのかのどちらかである。後者の「書き込まなかつた」は自己の置かれた立場や重要度を考えたとありえない。一般に私達も日常の全ての「事実」を全部記憶に書き込んでゐるわけではない。自分自身に關する重要なものだけをメモリーに残す。その意味では「記憶」は重要である。昨日の自分と今の自分が同一人物であるといふ「自己同一性」は「記憶」があるから保たれてゐる。その「記憶」が失われると自己が自己でなくなる。「認知症」が極端になると「自分」はなくなる。「人間」ではなくなるわけではないが「自分」といふものがなくなる。しかしこのケースはそついつた「記憶」でなく、「立場上」記憶しなければならぬ場合である。そうすると前者「事実」がなかつたということになる。やはり日本版「記憶にない」は皆様のお察しどおり「自分の事実」ではないといふことを遠まわしに言つてゐるだけで「行為をしてゐない」ときつぱり否定しているのと同じことである。

## 2. 主観的事実と客観的事実の一致

そうすると、「問題点」は主観的（自分だけ）ではなく客観的（皆が認める）「事実」の有無はどうなのかである。「自分の事実」はなかつたけれど「皆は見えた」皆がそついつた事実があつたやう場合である。しかし、自然現象の場合であれば「自分見た事実」と「皆の見た事実」は一致するが、「自分の行為」はそれを「皆の見

た事実」と一致するかどうか難しい。いや、前者の場合でも「自分の見た事実」が本当に「皆の見たそれ」と一致するかといふことは確信がもてない。今、「この鉛筆を黒い細い長いもの」と認識してゐるが他の人がどのように「黒い」「細い」「長い」を感じてゐるのかはわからない。だからこの自分以外の「皆」は確かなものではない。しかし、現実の世界を営むための「法律」はそんな悠長な「哲学的」なことはいつてられない。「責任」を決めなければ「無法」の世界になる。「責任」がある「人間」とは「自発的に判断」できる「自分」を前提にしている。これが「自己同一性」を「記憶」できる「人間」のことである。

## 3. 皆が感じる「偽証」では？

刑法一六九条によると「偽証罪」とは「法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたとき」とあり「三ヶ月以上一〇年以下の懲役に処される」になる。しかし「虚偽の陳述」については法律的に「主観的」と「客観的」の対立があるらしい。哲学屋の私が法律用語を説明できるか自信はありませんが哲学的にやってみましょう。

「虚偽の陳述」とは、証人の主観的記憶（自分の事実）の書き込み内容を基準として自らの体験と異なる内容を陳述することを意味する。要するに、証人が自分がその行為をして内容を覚えてゐるが、それなのに内容について違つたことを言つた

が偽証罪とされる。「主観説」は主観的記憶、つまり証人本人の記憶を基準とするというわけである。それなら、本当は覚えていないはずなのに覚えていないというの嘘になるのでは？という疑問が出てくる。しかし、『記憶にございませぬ』という供述は、自己の記憶に反する虚偽の事実を証言するものではないため、虚偽の陳述という偽証罪の要件をみたさない。つまり、「自分が最初に書いた内容の記憶」に関して「嘘」を言っているわけではないことだ。本当は記憶があるのに、「記憶がない」と嘘をつくこと自体は偽証罪によって罰せられていないためだ。

哲学的には「自分はこの鉛筆は黒くて細くて長い」と認識しているという事実とはたとえ「この鉛筆」が「黒く」「細く」「長く」なくても誰も否定できないのと同じである。これを哲学では「意識のクオリアは私秘的である」と言われる。クオリアは意識に現れる、その意識が他人にもあるのかどうかを確認できない。他人の心は推測はできても決して読めないのだ。以前、お話しした「哲学ゾンビ」つまりあなたの周りの人は皆「ゾンビ」であると考えると、それを否定する根拠はなくなるという話であった。

#### 4. 法律的「主観／客観主義」と哲学的「意識の秘私性」

さて偽証罪が成立するにはあくまで「記憶に反して、虚偽の事実の陳述をする」必要があるらしい。残念ながら、記憶にない

と嘘をつくこと自体は、直接偽証罪で処罰対象とされていない。やはり「法律の抜け穴」なのだ。

ではこうなると悪人がのさばるのかというところではない。それが「客観説」である。法律的解释によると、客観的真実に合致しない陳述をすることが「虚偽の陳述」であるとして、結果的に客観的真実に合致していれば本罪の保護法益である国家の審判作用を害することはない点を根拠としているらしい。つまり、本人がどのように「その事実」を見て「感じ」「思っている」でも、『多数の』関係利害者がその「証言者」の感じた「事実」と違う『共通の』感じる「事実」を優先するということだ。本人が「この鉛筆は黒くて細くて長い」ということが自分が感覚する「事実」であると認識していても、他の『多数の』人が「その鉛筆は赤くて太くて短い」と『共通の』「認識」をしていればその「証言」は嘘になる。驚くべきことであるが、案外これは「民主主義」の原理と似ている。「真実」が数によって決まるのかという「哲学的」問題に行き着く。

しかし現在の裁判制度では「客観的証拠」が自由などの「主観的証拠」よりも優先される「物的証拠主義」であり、物的最近では「画像」「音声」などの情報証拠なども「客観的証拠」として扱われるから、本人の証言はそれほど重要ではないことになる。こうなると「主観的事実証言」である余計なものになり、『記憶にありません』という供述それ自体が証人の証言の証明力を疑わせることになる。つまり「客観的事実」の前では「自分の記憶」の正当性をすればするほど不利になるとい

うことだ。つまり「主観的証言」に反する「客観的証拠」が出てくると、それを否定した証言者は否定すればするほど不利になるということだ。それでも「偽証」にこだわるのは「誠実さ」の問題である。政治家は本当のこととは言わない、嘘をつく、「誠実さ」はないとわかっていながらも人々は期待するものである。政権の中核にいる人にはなおさらである。しかし「主観説」に立てば「記憶まちがいでした」「記憶がよみがえり、質問事実がありました」という逃げ道はいくらでも存在する。哲学的「秘私性」は「法律」によっても否定できないのである。「証言」を聞いていららするのは哲学的には納得できることである。

#### 5. 記憶は嘘をつく

ここまでみてきたことは、「意識レベルの記憶の嘘」ということができる。それに對して、「無意識レベルの記憶の嘘」というものがある。ここでは、本人自身が自分の記憶に騙されるのである。記憶が記憶をねつ造するのである。記憶が無意識レベルでウソをつくということになると、私たちは自分自身の記憶に騙されることがあり得ることになる。記憶の曖昧さについては、この記事でも何度も論じてきたし、誰もが日常的に経験しているはずだが、「あなたの記憶は実は偽物です。ねつ造されたものなのです」などと言われても、にわかには信じることはできないだろう。けれども、記憶の偽造というのは、案外簡単にできるこ

とが、心理学の実験によって証明されているのだ。心理学者ロフタスが、記憶がねつ造されることを証明するために行ったのが、シヨップングモール実験である。それは、次のようなものだ。実験協力者の本人の家族から、本人が子どもの頃に本当に経験した出来事を三つあげてもらおう。そして、実際には経験していない事をその家族から確認した「シヨップングモールで迷子になった」という偽の出来事を加えて、四つのエピソードを示し、それぞれについて思い出すことを記入してもらおう。その結果ある若者は、実際には経験していないにもかかわらず、「本当に怖くて、もう家族には会えないかもしれないと思った」とその時の恐怖を思い出したり、「お母さんがもう二度と迷子になっちゃダメよ」と言ったと母親から注意されたのを思い出したり、「おじいさんの赤いシャツを思い出した」と助けてくれた老人の服装を思い出したりしたのだ。実際には経験していないのに、経験していると思いつまされることで、具体的な詳細まで思い出してしまうのである。いや、思い出すのではなく、記憶をねつ造してしまうのである。その若者に、実は四つのうちひとつは偽物のエピソードで、実際には経験していないのだと伝え、それはどれだと思うかと尋ねると、なんと実際にあった出来事のひとつを選んだのであった。記憶のねつ造が証明されたのである。この実験を一八歳〜五三歳の二十四人に対して行ったところ、実際に経験し

大峯奥駈道(17)

行者還小屋の老人

私は、誰もいない小屋で老人に出会ったことに興奮して、はしゃぐ子供のよう  
に問い続けた。

「大峯にはよく来られるのですか？」

「数年前までは毎週のように来ていたが、今は月に一度くらいかな」

「えっ、何のために来られるのですか？」

「水場を掃除して、配管の詰まりなどを見るためです」

「どうして、それほどまでにされるんですか？」

「十数年前にここへ来た時に、水が出なくて困った。それから毎週のようにここへ来ては水の守をしている」

「全くのボランティアですね」

「そうです。誰からも助けてもらってはおりません」

「どこにお住まいですか？」

「豊中です」

「えっ、私もすぐ近くの園田から来ました。ずいぶん遠くから通っておられるんですね」

「ええ、電車とバスを乗り継いで登ってきます」

「本宮までの奥駈道を歩く計画だったんですが、疲労してしまい弥山から下りるように計画変更しました。あなたは、奥

解に苦しむかもしれない。だが、もしかしたら本人にウソをついているつもりはな  
いかもしれない。その場合は、本人がウソをついているのではなく、記憶がウソをつ  
いているのかもしれない。

これは先ほどの心理学実験の結果からも解るように、記憶というのは、今の自分に都合のよい方向に変容するということである。あんなウソをなぜ平気で言えるのだと理解に苦しむ相手も、じつは記憶が今の自分に都合よく変容してしまっているため、偽の記憶を信じ込んでいるのかもしれない。それならば、悪びれもせず堂々とウソを言えるわけだ。もしかしたら、あからさまなウソを主張する政治家や官僚の頭の中  
も、今の自分に都合よく記憶の変容が生じており、偽の記憶を信じ込んでいるため、見苦しいウソを平気で主張できるのかもしれない。ひいき目に見ての話だが。

6. 「意識」は記憶の「嘘」のなかでも「同一性」を確保する

そんな曖昧な記憶だが、私たちは自分の記憶は確かなものだと思っ  
て日常生活を送っている。自分の記憶を前提にして、さまざまな人とかかわっている。知人とかかわる際も、その人とかかわりの記憶に基づいて話しかけ、対話をする。「待てよ。この記憶は偽物かもしれないぞ。それは、もしかしたらほかの人とのやりとりの記憶かもしれない」などと自分の記憶を疑っていた

ら、日常の流れが止まってしまふ。仕事での相手との交渉の場でも、その人とのこれまでのやりとりの記憶をもとにして交渉を進める。その際に、「記憶に騙されているかもしれない。この記憶は、本当にこの人とのやりとりの場の記憶だろうか？」などと疑っていたら、非常にぎこちなくなり、交渉どころではなくなってしまう。

ゆえに、私たちはなんの疑いもなく、自分の記憶を前提にして暮らしている。私たちの行動は、ほぼ自動的に記憶を参照しながら決定されている。だが、私たちの記憶の中には、偽物の記憶が混じっている可能性が十分あるというのに。自分が経験したと思いついていても、実際には経験して  
ないかもしれない。こういうことだったと記憶している出来事も、本当はちよつと違った出来事だったのかもしれない。この人とのやりとりだったと思いついてのこと  
が、じつは別の人とのやりとりだったかもしれない。記憶違いが仕事において致命的なミスにつながることもある。記憶違いが人間関係のトラブルを生むこともある。そういうことを防ぐためにも、自分の記憶を過信しないことだ。記憶はウソをつく。このことを忘れないようにしたい。しかしなおそんな「記憶」を基に「意識」は「自己同一性」を確保するために「確信」する。「昨日の私」と「今日の私」はひよつとして「異なる私」かもしれない。でもこと考  
えていたら「私」という意識がなくなる。「意識の冒険」はまだ続く。

ている三つの出来事については六八パーセントがすぐになんらかのことを思い出した。一方、偽の出来事については、二九パーセントしか思い出さなかった。二九パーセントと六八パーセントというように大きな差があったが、重要なのは実際に経験していない出来事について、三割がなんらかの事を思い出したという点である。本当はショッピングモールで迷子になどなっていないのに、そのときの恐怖心を思い出したり、母親から後で注意されたことを思い出したり、助けてくれた老人の容姿・容貌や服装を思い出したりする者が三割もいたのだ。

しかし、経験していない出来事が突然記憶に入り込むということではない。どこかで迷子になったことがある。何かで母親から注意されたことがある。何かの折りに老人から親切にされたことがある。そのようなどこかで経験している記憶の素材が、エピソードに沿ってかき集められる、ということだろう。こうして記憶は案外簡単にねつ造されてしまつことが証明されたのである。

政治家や官僚が「記憶にございませぬ」というのが、その言い方からしてなんとなくそれが嘘だとわかり、まして「記憶にな」と断定すること自体が本人の「まかし以外のなにもでもない」ということはすでに説明した。しかし、政治家でなくても日常的に接している人のなかにも、平気でウソを言う人物がいるものだ。「なんであんなウソを平気で言えるのだろう」と理

駈を歩き通されたことはありませんか？」

「ええ、五回ほど歩きました。吉野から本宮まで」

「山歩きのコツは何ですか？」

「荷物を軽くして一二キロぐらいの重さ以上は担がない。それで登れない山にはいかない。汗をかくような歩き方はしない」

私は、老人を今朝、小笹の宿で見た時に、物静かで存在感が薄かったように見えた理由が分かったような気がした。

老人は、続けてザックの中を見せて装備や食料の中身、パッキングの仕方などを丁寧に教えてくれた。すべてが軽量化する為に長年の試行錯誤で考えられた完璧なものだった。

その時に、私は生きる術をこの老人から学んだように思えた。初老を迎えてもなお自分の生き方が定まらず迷ってばかりいる自分への教えであると悟った。歩き方も、装備も他人に対する接し方も文句なし。この老人の生きざまは、私が追い求めていた姿だと直感したのである。

やっぱり凄い人がこの世にはいる。八八歳で天保山から富士山まで歩かれた戸田巽さんも私が尊敬する人だが、仙人のようなこの老人も尊敬せざるをえない。

豊中から電車を乗り継ぎ近鉄で吉野まで来て、吉野から一日に二本ぐらいいかないバスに乗り、バス停から、この行者還小屋まで歩いてくるのは大変だ。日帰

りは出来ず、この行者還小屋に泊まらなければならぬ。

ただ、登山者の為に水を枯らさないように、いつも小屋の蛇口から水が出るように、自ら進んで長年されている。

私は、小屋に着いた時に、何と便利な小屋だと思ったが、これもこれも自らボランティアで小屋番をされている老人のおかげなんだと知った。

普通なら、いくら山好きでも、八〇歳を超えて遠い豊中から大峯奥駈道の稜線にある山小屋の水の番に通う人はいないはずだ。

それをこの老人は平然とされている。ああ、なんと偉大な老人かと驚きながらもいつも我欲に振り回されている我が身を振り返ってみて恥ずかしくなった。

私は、老人との会話によつて迷っていた生き方に明るい希望を見出したのである。体力に見合った山登りの方法を考え、決して無理をせず継続する。この考え方は、人生にも通じる。

自分の行為が他人の為になるとか、ならないとかは結果論であつて、最初から他人の評価などは気にせず、想うようにやればいいのである。

それで他人が少しでも喜んでくれたら最高だが、そうでなくても自己満足が得られれば、またそれも最高である。きっと、この老人は、大峯の山の神が私に差し向けてくれた神の化身に違いないと思つたのである。

## 大人の今昔物語 (45)

石川 吾郎

今回は、平安時代の京都御所で起こつた、ミステリーです。当時の政治の中核でこんなことが起こるとは・・・。教科書に出ない度は、その刺激的な描写で五／五。

御所で役人が鬼に喰われる話し(巻二七 第八話)

今は昔、太政官だいじょうかんにおいて朝庁あさつしどという行事が行われていた。

それには夜明け前に、火を灯して官吏たちが参集した。その時に史官の某という者が遅めに登庁した。上司の辨のりの某という人は、早くに登庁してすでに座に就いていた。

その史官、遅くなつてしまつたので、あわてて登庁してきたのだったが、中の御門のほとりに辨のりの車があるのを見て、辨のりが先にきていることを知り、いよいよ大あわてで太政官に向かった。北門の内

の扉かどぎわには、辨のりに仕える小間使こまなひいや童わらわなどが控えている。これを見て史しは、辨のりののりが早々と来ておられるのに、自分は史官の身分でありながら、遅く来てしまつたと、びくびく恐れてあわてて、東の庁しやうの、東の扉かどに近づき、中をそつと覗く。中は火が消えて人の気配もない。

史官、これはどうしたことだろうと、辨のりの家来たちのいた扉かどぎわまでもど

「辨のりの殿はどこにおられますかな」と尋ねる。家来たちの答えるには「殿さまは、東の庁しやうにすでに早くにお着きになっております」と。史しは主殿寮しゅのむらやうの役人たちに命じて、庁しやうの中に入って見ると、辨のりのいつもの席には、赤く血に染まつた頭に髪が所々に付着したものがあつた。

史官はこれに驚き慌て、傍らを見ると辨のりの笏しやくや沓くつに血が付いてころがっている。また扇子もあつた。その扇子には辨のりの字で、その日の予定が書いてあるのまで見える。豊ゆに多量の血がこぼれている。その他のものは何もない。

驚くことかぎりない。そうこうする間に、夜が白々と明けてきて、人々が次第に登庁してきて、この有様を見て大騒ぎになつた。

辨のりの頭部は、辨のりに仕えていた者たちが、片づけたのだった。

その後この東の庁しやうでは、朝庁を行わなくなつた。そのかわり、これを西の庁で行うようになった。

そんなわけで、公式の行事といひながら、誰も人のいない離れたところは、恐れるべきなのである。このことは、清和天皇のご治世の時代であると、語り伝えられているという。

《コメント》

今回は、天皇の住む御所での怪異譚です。日本の律令制のもとで、官吏の身分は時代により変化が多いのですが、四等官制

では、長官・次官・判官・主典の序列になつていきます。この話しに登場する辨はこの第三位、史は第四位に相当して、鬼に喰われたとされる辨は、史官の上司ということになります。二人ともかなりの高級官僚といえるでしょう。

太政官といえは国の中枢で、その公的行事の舞台でこのような事件が起こるとは、びっくりします。描写はなかなか現実味があり、辨の持っていた扇子に当日の予定が書き込まれていたというのは、生々しくリアルさを感じさせます。背後に政治闘争などがあつたのではないかと想像を巡らしてしまいます。なお太政官の建物は御所の東側にあつたようです。

舞台となつた清和天皇の時代は平安前期の九世紀で、この今昔物語が書かれたころからは二百年ばかり前になります。当時は応天門の変などあり、藤原家が権力を確立していく過程の権力闘争の激しい時代だつたようです。また東日本大震災のときに話題になつた、同規模の貞観大地震は、この時代に起こっています。



## B級サラリーマン渡世譚 (58)

明石 幸次郎

担当者の役割 (韓国編)

明石は、工場に対して、自分なりに描いたシナリオの、更なる納期短縮に協力を得て、それを値上げの材料に使う。組み立て、製造する韓国側にとっては、必要な部品が一日でも早く輸入出来れば、製品の組み立てがそれだけ早く出来る。その分、完成品の出荷が早まり、営業も注文を取りやすくなる。結果的には市場でのシェアアップに繋がり、売上増利益増が実現できるであろう。

何としても、納期短縮を実現しなければ、描いたシナリオが台無しなる。実現するには、窓口の工務課のS沢が熱意を持つて資材課のM本と物流課のK定を動かせるかに掛かっている。

明石が見たS沢の印象は、性格は温厚で素直。与えられた仕事は、きつちりとこなすタイプではあるが、上司であるH課長の様な、意気に感じ、自分が信じると、ゴリ押しでも、事を成し遂げようとする親分肌のタイプではない、と思つた。今回の明石の要求に、無理を承知で果たして、二人を説得できるかどうか不安になつた。

S沢は、夕方までに返事をするよ、言つてくれたが、その返事が出来ないよか、無理ですよ！と言われれば、明石の考えたシナリオは白紙に戻さなければならぬ。上司のH課長に頼んでみる方法もあるが、それでは

S沢の顔を潰すし、これからの仕事がいよいよなくなることも考えて、それは、避けようと思つた。

しかし、何も動かずに夕方まで、S沢の返事を待つのも、策がないし、落ち着かない気分になつて来たので、三〇分程経つてから、資材課のM本に電話を掛けた。

M本は「事情は、S沢さんから聞いたが、他社がどうのこうのと言つていたが、本日は、何か特別な理由があるのか？昨日と今日で事情が変わるのは、お前等の情報収集力が不足しているからと違ふのか？簡単に納期を縮める事を頼んで来るのは、資材を経験したお前らしくないなあ！そう直ぐには返事が出来ないぞ！夕方まで、待つてくれ！」と実直で、単純そうに見えたM本からは、予想もしていなかつた強い口調で責められた。

少し間をおいて、明石は「すまん。俺も輸出部に来てまだ、三日目や。中々、今までの事情が飲みこめない中、来週、韓国に出向き、社内事情もあり一〇パーセント以上の値上げをして来いと、上から今日の朝に言われたんや。そんな特別の理由はない。ただ先方との値上げの材料に、鋼材、その他材料の卸売価格の高騰、人件費の高騰を計算しても正味五〜七パーセントで、一〇パーセント以上までは、難しい。そこを更なる納期短縮による協力で、その上、ライバル会社などの他社情報などを入れて、プラスαをして一〇パーセントまで交渉する、というストーリーを描いているんや。

まあ、一〇パーセントは無理としても、君にだけ言うけど、八パーセント位は値上げしてもらつてもりや。管理課長やら、工場長からも値上げをきつく言われている。こ

こは、俺を助けると思ひ協力してくれよ！発注済みの国内向けの部品を先に韓国向けに回して、社内調整してもらつたら、何とか回つていくと思うが、駄目か？他に何か知恵があれば、貸してくれよ」と懇願するように事情を話すと「分かつた。昨日も言つたように、三社程が中々、工程的に難しいと言われて、協力して貰えない会社があるのや。昼から尋ねて頭を下げて、お願ひしてくるわ。出来るかどうかわからないで！期待しないでくれよ」と言つたので、余計なことだと思つたが「頭を下げるだけで済んだら良いが、駄目やと言われたら、特別に今回の輸出ロットだけは、値上げをするよと言つて協力して貰つてくれよ！無理を頼むからには、こちらもそれに見合う条件を提示しないと、部品メーカーも簡単に承知しないわな。俺の短い工場資材の経験から言つていられるんやが、君なんかの優秀な生え抜きの資材のプロは、値上げを口にするのは、禁句と教育され、それを後生大事に守つていられる。毎年、卸売り物価が上がり、労務費も上がつていっているやないか？部品コストもそれなりに、毎年見直さないと協力会社は立ち行かなくなるのや違ふか？営業は販売価格も上げていっているやないか。資材課が、値上げは認めないと言ふ呪縛から解放されないと、納期管理が



益々やり難くなるし、部品メーカーや協力会社が納期を守らなくなったり、受注を辞退する会社が出て来たらどうするんや？工場と協力会社のはさまで、ひとり、君だけが悩んで、君はならんと思うが、挙句は鬱にでもなったら、それこそ、悲劇と言いか喜劇やで！正当な理由があれば、値上げと言言葉は使わず、価格改定か価格修正という事で行ったら、お互いが仕事を楽に出来るようになると思うが、それは、間違っているか？！M本、韓国に対しては、値上げしてくるから、協力してくれよ！」と自説を本音でぶつけたら、根が真面目で素直なM本は「お前の言い分は分かった。まあ、今度、飲みながら、ご高説は承るわ。ハッハッハー。アンタに、何か説教され、その上、納期で苛められたら本当に俺は鬱になって、会社を休むぞ！もう電話を切るわ」と電話が切れ掛かった時に「そうそう、一言言つて置くわ。工場に恐い人があるの、電話でよく事情を伝えて、協力してくれるように、頼んでおいてくれよ。分かっていると思うが、物流課のK定さんや。おのおっさんが、うんと言つたら俺も仕事やしやすくなるのでなあ」と言つて、電話が切れた。

や。生まれてこの方、歯を磨かずとも虫歯がないことを自分の売りにしている。頭の毛は、ぼさぼさで、笑つたら、黄色の歯が見える。俺も人の事は言えんが、よく人事もあんな変わり者を採用したなあと思うわ。まあ、技術屋だから、外見ではなく、大学の関係で採つたと思うが、憎めん奴で人は良い奴や。ぼーっとしているように、感が良いと言うか、人の気持ちを直ぐに悟り、それに応じた受け答えが出来る。その上、何かしら愛嬌がある。アイツに頼まれたら、何故かそのペースに嵌り、相手はまあ、良いか！と言つてしまふような雰囲気を持つた面白い奴や。理屈だけではない、何かを持つている男なので、多分、俺が言つた少しの値上げだけで、無理を通して来ると思う。まあ、協力会社とは、どこかで帳尻を合わすんだけど。M本は、同期生の変わり者の3本の指に入っているなあ」と丁寧？：応えたら「二度会つてみたいですね。処で、その三本の指には明石さんは入っていないのですか？」と笑いながら言われたので「中々、俺の様な、面白くもない常識人は、とてもとても、変わり者が結構多い中で、そんな上位にランキングされない。俺がやらかして、放り出されて、輸出部に来たのだから慰めてやろうと訪ねてくると思う。その都度、君には、特別に紹介するわ」と応えてから、次は、もう一人のキーマンのK定さんに如何言つたら協力が得られるかを考えていた。

## オクラの山たより (21)

困生

一

長保二年(一〇〇〇)七月二十五日のこと。宮中にいた藤原行成のもとに阿波権守である源濟政の使者がやつて来て、とんでもない事件が起きたことを伝えた。当時、行成は蔵人頭(天皇の秘書官長にあたるか)であり、天皇への取り次ぎも蔵人頭の重要な職務であった。行成は天皇への取り次ぎかと思うのだがそうでもない。濟政がいつてきたことは次の通りであった。

前武蔵守である藤原寧親の郎等どもが私ども(濟政)の家に押し入つて、いきなり乱行をおこないました。そのため弓箭を身につけたものが多く出てきて争うこととなったのです。その乱闘の中で寧親の郎等が傷を負いました。これは寧親の従者が誤つて射たことによるもの。事態は緊急かつ非常です。そのため天皇に奏聞してもらうためにやつて参りました。

また、非常のことですので蔵人の菅原孝標を参内させまして天皇に直接申し上げさせました。天皇は孝標から事件の内容を知ると右衛門尉(検非違使でもあった)の藤原陳泰をつかわして問注日記(事情聴取の調書)を作成させたそうです。濟政の従者と寧親の従者との乱闘事件

の詳細は後ほど書いていくが、濟政の話聞いて仰天したのは行成である。蔵人のまとめ役である蔵人頭の自分の知らぬ間に市中の事件がすでに天皇の耳に達し、しかもすでに天皇の判断により何らかの対応がなされている。もちろん、行成自身もすぐに情報収集につとめ、寧親の郎等を殺害したのは濟政の郎従であったらしいことをつかむ。濟政のすばやい動きを「何かおかしい」と思ったのか、行成は次のこともこの日の日記に書きつけている。

濟政、昨に至つて産穢に触る。而るに穢の限り未だ満たざるに御物忌に籠り候ず。甚だ奇怪なり。甚だ奇怪なり。(濟政は昨日に至つて産穢に触れた。ところが穢の期限がまだ終わっていないのに、天皇の御物忌みに伺候しようとした。とても奇怪なことだ。とても奇怪なことだ。)

この時代、「穢」に触れた者は決められた期間は外出を控えるものであり、ましてや宮中に「穢」を持ち込むことなどあってはならないことであつた。よほど慌てたためだろうが、濟政の行動は軽率にすぎ、行成に不信感を抱かせることとなつたのである。

あくる七月二十六日のことである。今度は、事件の当事者の一方である前武蔵守藤原寧親が行成のもとにやつて来た。寧親が伝えた事件の概要は次の通りである。

昨日、左大臣殿（藤原道長）のもとに参りまして戌刻（午後八時頃）に退出しました。私宅に着いた頃、門前を見ると多くの雑人たち（庶民たち）が来て集まっています。驚いて事情を聞きますと、従者一人、二人が出てきまして言うには「郎等の武男と行正の二人が射殺されました」ということでした。すぐに家の中に入って子細を尋ね聞きましたところ郎等たちは次のように言いました。

「今日、申の刻（午後四時）ころ、武男が妻と大声でいさかいを起こし、この邸宅の西門の外の南脇で妻を殴りました。道行く人は市をなしてこれを見ていました。従者の一人である行正が『とんだことで大騒ぎになってしまった。門の戸を閉めるように』といました。ところが、諍いを見ていた一人の男が『閉めてはならん』といって、門扉に寄りかかって閉める邪魔をします。閉めようとした行正は『しょうもないことを言う奴だ』といって無理に門戸を閉めました。その時、寄りかかっていた者は扉にあたって押し倒されました。すぐに起き上がって走り寄り、刀を抜いて武男と行正を突こうとします。男は二人を相手にあれこれと言いつつ争った後、二人を突くことはできずに去りました。その場にいた別の男二人があちこちと走り回ってとんでもない放言、『阿波権守濟政の殿の雑色（使用人が武蔵守の宅の人に殺された）を叫びながら去って行ったのです。』

すると、すぐに南方から茸毛の馬に乗り、弓箭を帯びた者一騎が馳せ来ました。人々に問うて言うには『殿の雑色を打ち殺した者は誰だ』と。そのとき、先ほど刀を抜いた者がいつの間にかそこにいて武男と行正を指さして『ここに立つ者二人がそうです』と言いました。武男と行正は捕縛されるのでは、と恐れて驚いて逃げましたところ、弓を携えた兵一人が走ってきました。そして、武男を射て、続けて行正を射ました。往還の人々がこの騒ぎを見ていた頃、私（寧親）の宅の北の小路に居住する下女がいうには『この人たちを射た者二人は、この西の小宅に逃げ込みました』と。それを聞いた武男の弟の一人が、その小宅に行つて門をたたきました。ところが人の応答がありません。そこで、その男は『二人を射殺した者がこの小宅に入った私の言葉を随近の人（近くににいる人たち）は聞いたということを中心とめて後日証言をしてほしい』といって去りました』という話でした。

これを聞いた私は右衛門督殿（検非違使別当だった藤原公任）のもとに参つて状況を申しました。右衛門督様はすぐに検非違使の左衛門尉安倍信行をつかわして問注日記を記録させました。武男は、その夜、死亡し、行正は昨日死亡しました。信行は問注日記を記録して退出した後、公任の指示により左大臣（道長）のもとに参つて子細を報告しました。

ところが今日になって「阿波権守（濟政）が事情を天皇に奏上し、右衛門尉陳泰をつかわして問注日記を記録させた」と聞きました。私にとつては二人の従者を射殺された悲しみがあります。その嘆きの上に「阿波権守が、私の従者が盾を持つて弓矢を携え、白昼、五位以上の自分（濟政）の宅の門を破つて、乱行を行った」ということを天皇に奏聞した」というのではないですか。無実のことを天皇のお耳に入れたということは悲しい上に畏れ多いことです。これを聞いたときは気を失いそうになりました。

事件の経過が入り組んでいるので、少しばかり整理をすると次のようになります。まず、殺害されたのは寧親の従者であった武男と行正の二人。

事件の現場は寧親の邸宅の西門付近と邸宅の北西角にある小宅。

そして殺害したのは濟政の従者であった弓矢を持って茸毛の馬に乗った男と弓を射た兵一人。弓矢を持って駆けつけたところを見るとおそらく武芸にひいでた「つわもの」であつたろう。

事件の経過は寧親の従者夫婦が寧親邸の門の前でいさかいを起こしているのを見つともないと寧親の従者が門扉を閉めようとしたところ夫婦のいさかいを見物していた男とトラブルが生じた。その男との争いはいったん収まったが、「濟政の使用人が殺された」とフェイクニュースを流した二人の男がいた。そのニュース

を聞いた濟政の従者二人が殺人を犯した。考えようによつては一番悪いのは無責任にフェイクニュースを流した男である。そして、事件の報告は源濟政と藤原寧親の双方から別のルートで天皇の耳に達している。

まず先にやつて来たのは濟政である。六位蔵人菅原孝標に一条天皇に状況を奏聞させ、菅原孝標は天皇の仰せにより検非違使・右衛門大尉藤原陳泰をつかわし調書を作成させる。濟政が日頃の人脈に頼ったルートは非公公式のルートともいふべきものであつた。何らかの理由があつて濟政は天皇の早い決済を得て、これからの事件のなりゆきを有利に進めようとしたのだろう。そうした濟政の思いとは別に、「まずは事件の実情の正確な把握をせよ」と指示した一条天皇の判断は的確であつたといえる。

次に、被害を受けたのは自分であるのに加害者とされているのに驚いてやつてきたのは藤原寧親である。寧親は検非違使別当・右衛門督藤原公任に事件の詳細を告げた。公任は検非違使・左衛門権少尉安倍信行をつかわして調書を作成させ、安倍信行に調書作成した後、政治組織のトップである左大臣藤原道長に報告をさせた。このルートは正規の公式ルートというべきものであつた。

事件の現場に派遣された検非違使の藤原陳泰と安倍信行とが作成した調書には殺された武男の弟が「証言をして欲しい」

と依頼した「随近の人」の証言が記録されたと推察される。

七月二十八日になると済政は「検非違使別当の藤原公任が私どもの方から殺害の下手人を出せといつてきましたが、証人として『随近の刀禰ら』をまず呼び出し、事の実否を尋問したのちに下手人を召喚すべきではありませんか。私だけが一方的に下手人を出せといわれるのは納得できません」と天皇に訴えてきた。「刀禰」という語が平安京の二町四方の間（二五〇メートル四方）を仕切っている土地の有力者を意味しているので「随近の刀禰」とは近所に住んでいる有力者という意味であろう。済政は「随近の刀禰ら」が自分に有利な証言をすることを考えていたのであろうか。

この焦りに焦った済政の訴えに対して天皇は次のようにこたえた。

「私の命じたことが不当であれば藤原公任はそのことを奏上してくるはずである。最初はただ済政の申しただけを聞いて、寧親の従者のしたことが違法であると思つたので、検非違使をつかわして事情聴取をさせた。済政のいう「随近の刀禰ら」の証言は明確ではなかった。公任の指示によって安倍信行が事情聴取した内容はまったく矛盾がなかった。およそ犯罪は殺害ほど重いものはない。そこで済政に下手人を召喚するようにと命じさせたのである」と。

うっかり書きもらしたが、源済政は管

弦の名人として名高く、時の最高権力者藤原道長の妻である倫子の甥でもある。

身内かわいさから道長の圧力がかかってくるかもしれないが、一条天皇はしっかりと理にかなった判断を示している。優れた資質と気概を持った天皇であつたといつてもよいのではないだろうか。

八月二十三日、一条天皇は公任に「下手人である済政の従者を尋ね捕えさせるように」と指示を出した。しかし、すでにその男は備前国に逐電して京の地からは消えていた。

そして、一年後の長保三年七月十七日のこと。殺害の犯人である右京少進（正七位上、右京の市政を担当する下級官人）藤原致興を六条南小路と油小路との辻の辺りで捕えた。公任の命を受けて現場の指揮をしたのは左衛門少尉（正七位上の相当職）安倍信行。信行以下十名の検非違使が犯人確保に動いた。その逮捕の様子が行成の日記「権記」に書かれているので引用してみる。

この寅の刻（午前二時頃）ばかり、官人らを招集し罷り向かう。夜未明に依りしばらく五条堀川辺りを經廻り、遅明（明け方）くだんの宅を囲み、捕うる所なり。

現代風にいえば、俊敏な安倍信行刑事以下十名の警視庁捜査一課の刑事たちが未明に出動し、夜明け頃に犯人宅を囲んで「それっ」と踏み込んで「犯人確保」と相成つたのである。一年に及んだ事件

捜査が一件落着いた瞬間であつた。

千年前の検非違使たちの動きが現代の警察が犯人逮捕するそれと変わらないのがおもしろい。

## 二

後日談をいえば、源済政は義理の伯父である藤原道長から万寿二年（一〇二五）七月に行きすぎた広言や軽々しい行動が目立つと以後、一族としては認めない」と勘当を言い渡されている。そのためか結局かなり有利な条件にありながら、ついに政治の中枢である公卿にはなれなかつた。音楽に長じた人物ではあつたが、常軌を逸した行動の目立つ人物であつたかもしれない。長保二年の事件での前後見さかないあわてぶりから見るとそんな気もする。

もう一つ、おまけをすれば源済政は「枕草子」の「御仏名のまたの日」と「里にまかだたるに」の二つの章段に登場する。「御仏名」では彼の楽器を演奏する姿が描かれ、「里に」では済政と親しく交流があつたらしいことが書かれている。それも特に親しかつたらしく次のように書かれている。

このたび出でたる所をば、いづくともなべてには知らせず、左中将経房、済政の君などばかりぞ、知りたまへる。

今回、退出した所は何処と並みの人には知らせずに、左中将経房

済政の君といった人たちだけが御存知だつた。

当時、清少納言は道長と親しい人たちとの交流から道長のスパイではないかと定子中宮付きの女房たちから疑われ、一時的に宮中から隠れ家へと逃れていた。この隠れ家の所在を知っていたのは、「枕草子」の記述で見る限り源経房、源済政、そして橘則光の三人である。源経房は源高明の子でいつも清少納言の宅に上がり込み、さらには「枕草子」の原稿を清少納言の宅から持ち出した張本人である。また、橘則光は清少納言の初期の夫であり、離婚後も「せうと、いもふと（兄、妹）」とまわりからもいわれるほど親密な関係であつた。つまり済政という人物は彼らに匹敵する付き合いが彼女とあつたといつてよいだろう。

先回までいろいろと書いた紫式部は済政をどう見たか。彼女はこの「軽い男」に近しさを感じることはなかつたはずである。そのことは「紫式部日記」に済政の名はただ一カ所だけにしかない。それは彰子中宮の出産を待っている貴族たちの退屈しのぎのために音楽が演奏されたが、その場面で演奏者の一人として名が出る一カ所のみである。楽器の演奏が上手な人という以外に価値を認めないなかつたかもしれない。

## 三

さて、実をいうと、ここまで書いてき

た寧親の従者殺害事件の経過で筆者が注目するのは「随近の人」の存在である。おそらく藤原致興が犯人として確定されたのは事件現場付近にいた「随近の人」の証言が大きかったであろう。平安京に住む庶民の証言が刑事事件の解決に重要なポイントとなっていることは注目されてもよい。京に住む庶民が確かな社会集団として認知されている点は社会の形成・変化として見るべきであろう。このことをもうしばらく追求してみたい。

九世紀ごろ、平安京での住民の掌握と管理は「保」という空間の単位で行われていた。東西に通された四条大路や三条大路という大路と南北に通された東洞院大路や大宮大路という大路に囲まれたおよそ五〇〇メートル四方の空間を「坊」といった。その「坊」には十六の「町」（一二〇メートル四方）があり、それを四等分した二五〇メートル四方の区画を「保」とよんだ。「保」には保長が配置される。保長とは京の治安維持や住民の掌握を管轄した京職の下級機関であり、平安京の住民と権力機構との間にたつ「中間的な官吏」であった。保長には上級貴族の家司や諸司の六位官人が任用されることが多い。そのため、事実上、京職を官僚機構の一部門から王臣家（撰関家などの上級貴族）にその任務を任せることとなった。

がこれにあたる）が新たに登場する。十一世紀となると顕著に活動し、史料にも顔を出すようになる。保刀禰は検非違使庁に管轄され、官位や官職とは無関係に任命された。「保」に平均四名で、現地の「有力者」が任じられ、治安維持や行政全般に関与する。「保」の行政区画は維持され、保刀禰によって京支配の再生がはかられたのである。

で長元五年十二月に近正の黒毛の馬と交換したもので「券文無きに非ず。在地郡司・刀禰らが皆見知す（交換の証明書がある。播磨国の現地の郡司・刀禰らが見知っている）」という馬であった。ところが、いち早く安倍清安・豊延らは去年の六月に馬を奪い取られたと検非違使庁に訴え、そのため近正は捕えられてしまう。従者の捕縛に窮した播万貞成が近正の冤罪と清安らの犯罪を何とかして欲しいと訴え出たのである。

もう少し説明をすれば保刀禰は平安京という都市に住む人々の地域社会を代表する者といえる。下級官人が永住し都市貴族が定着する。そして、住民が固定化し京で地域社会がつくられ都市民ができてくる。従来、住んでいた保長が遠くの任地へ行ったり生活苦で家地売却をしたりして不在となって行き詰まると、新たな有力者が保刀禰といわれる。保刀禰は制度によって生まれたものではなく、主に下級官人を母体にした地域社会を代表する有力者である。特定の役所に管轄されず、検非違使庁に協力する。保刀禰は「都市民」の形成を前提として生まれる。「都市民」は同じ地域に住み、その連帯感から地域を維持・運営していく。つまり、地域社会を形成していくこととなる。その形成の過程で「随近の人」があらわれる。十一世紀末の頃から史料に「随近の人」「近辺の人」が刑事事件にかかわって登場し、証言をしたり殺人事件の犯人を拘束したりする。先ほどの寧親従者殺害事件はその一つである。ただ、土地の売

買証書を火事などで焼失した場合などに出售される土地所有証明書ともいえるべき「紛失状」などの証人となっている史料は今のところない。さまざまな史料から「随近」とは一町（一二〇メートル四方）程度だと歴史家はいつている。その後、十二世紀には左京では院や撰関家では多様な手工業者を家産機構の中に編成していく。また、神社の運営・維持にたずさわる「神人」という人々の存在も表面化してきて、京の住人を直接支配した検非違使は弱体化する。一方で、「紛失状」の作成過程などに「在地」と呼ばれる地縁関係が成立する。庶民の間関係が公的な効力を発揮する最初である。

以下、「随近の人」「近辺の人」にかかわる事例をいくつか紹介したい。一つ目は馬の盗難事件。話が少しややこしいところがあるので注意して読んでいただきたい。

換したもので「券文無きに非ず。在地郡司・刀禰らが皆見知す（交換の証明書がある。播磨国の現地の郡司・刀禰らが見知っている）」という馬であった。ところが、いち早く安倍清安・豊延らは去年の六月に馬を奪い取られたと検非違使庁に訴え、そのため近正は捕えられてしまう。従者の捕縛に窮した播万貞成が近正の冤罪と清安らの犯罪を何とかして欲しいと訴え出たのである。もともと自分の馬だから取り返すのは当然という近正、いや自分の馬を盗られたという清安・豊延ら。双方の主張がぶつかり合うこととなった。そこで「近辺の人（随近の人）」の証言がキーポイントとなる。だが、「或いはあらずと申し、或いは慥かに見て申すべきの由を申す。一定無きなり。（ある者は、今、問題になっている馬は中臣松丸の所にいなかったと証言し、ある者はたしかにその馬を見たので証言できますと申した。そのため事實ははっきりしなかった）」と、西七条近辺の人たちの証言は一致せず、そのため事実を確定することはできなかった。とはいえ、問題になった馬の存否についての証言を求められた。そして、それは刑事事件の公的な論拠として扱われている。

目すべきである。

別な事例をもう一つ。時代は少しくだつて治暦四年(一〇六八)十二月のこと。

伊勢神宮の祭主である大中臣元範は伊勢神宮の月次祭に参宮することとなつていた。ところが彼が宿し滞在したところに死人の穢れがあると訴えが出た。穢れのある者は伊勢神宮の月次祭に参加することなどはとんでもないことであつた。当時、「穢れ」に関わる事項は立派な刑事事件であつた。即座に検非違使が動き出す。まず拘束したのは元範の宿所の家主である右馬寮属伴光則。検非違使たちは「穢れ」の有無を厳しく追及した。光則がいうことは次の通り。光則もとの下女が病氣にかかり死ぬのではと恐れた。退出させるべきだと考え病氣の下女を他の下女に背負わせ他所に宿違えをする。そこも病氣の下女を引き受けてもらえず、その下女を適当な路上においた。このため病氣の下女を「随近の者、往還の人々」がつぶさに見知ることとなつた。検非違使が問うと彼らは「死人ではなかつた」と全員が一様に証言した。さらに真偽を決するために病氣の下女を背負つた女を厳しく尋問する。女は生きながら背負つていったと証言した。これでめでたく元範の穢れの疑いは晴れたが、(こ)でも「随近の人」という小さな社会集団が確かな存在として認められ、かつ公的な証言をなし得る存在として認められている。

## 五

「随近の人」と呼ばれる京の庶民たち。

つまり、すでに京に固定的に居住して一定の社会集団として認められた人たちが歴史の史料の中に立ち現れてくるのは十世紀後半のことである。この前後の時代から住民同士の相互関係の変化が平安京の変貌の基底をなしていく。

たとえば、平安京遷都の後、右京はほぼ未完成のままに残されたが、やがて西京(右京一条・二条)が生まれた。そして右京七条周辺(西七条)、左京の七条・町小路周辺では鑄造工房が多く営まれ、三条町小路や四条町小路は商工業地帯となつていく。また北辺(上京)には新たな町が広がつていった。平安京は細胞分裂を繰り返すようにそれぞれの地域に分散し地域形成がなされていった。

地域形成は一町(二二〇メートル四方)をはるかに凌駕し、その地域は多数の住人集団によつて構成されるが、この住人集団こそが地域形成の主要な力であつた。住人集団の内部には鑄造工や魚商人など多様な職能を持った人々が集住すると、七条町小路周辺にあつた鑄造工房群や六角町小路の生魚供御人(この場合は生魚を扱う商人のこと)の集団が現れてくる。また、分散化された地域ごとに松尾大社(西七条)、伏見稻荷(七条町小路以南)、八坂神社(二三条、四条町小路)、北野天満宮(上京)の氏神と氏子の関係が生まれ、平安京遷都の当初には都には神

社が一つもなかつたはずであるが、これも京の住民の活発な動きの結果であろう。最後に、残念ながら「随近の人」という語は平安時代には史料にあらわれないが、鎌倉時代になるとまったく姿を消す。かわつて出てくる語は「在地」・「近辺」である。言葉の変化がどう社会の変化と結びついているのかは、まだよく分かつてはいない。

### 【補足】

◇ 検非違使安倍信行のこと

検非違使別当である藤原公任のもとで見事な働きを見せた安倍信行は従七位の下級官人から最後は従五位下相当の下野守にまで至つた当時の代表的な官人である。生没年は不明。史料にはじめて現れるのは長保元年(九九九)七月二十八日。僧侶同士の乱闘事件の事情聴取を行ったことである。以後、信行の名はさまざまな事件で顔を出してくる。長保二年の事件の四年後には東大寺で起きた殺人事件のために奈良にまで出向いている。もちろん、容疑者を尋問し犯人を捕えるためである。

また、伊勢の所領をめぐつて合戦を続けた平維衡と平致頼とが都から追放され他国に配流されるとき、護送の任にもあつてゐる。「兵」として「天下之一物」と評価された二人の護送である。信行自身も「腕に覚えあり」の人であつたろう。

このように能力の高い信行が従五位

下まで昇進できたわけは、数々の功績を積み重ねていった結果だけではない。高貴な生まれであるかどうかはものをいう平安時代である。出世には処世の術と運とが大きく左右する。あの紀貫之も従五位上に至つたのは亡くなる二年前、七十七才のことであつた。

実は信行の出世には娘の力が大きかつたらしい。彼の娘は従三位で公卿の一員であつた藤原有国の子の藤原広業の妻となつた。そして広業と信行の娘との間に生まれた子が藤原家常(九九二〜一〇五八)である。広業は文章博士を経て参議にまで至つたが、家常も文章博士を経て各国の受領を歴任して正四位にまで至つた。また、歌人としても有名である。

蛇足ながら家常の歌を一つ紹介する。「詞花和歌集」に収められた歌である。この時期の和歌は「へーっ」と思うほどおだやかである。口語訳は必要あるまい。

風越の峰の上にて見るときは

雲は麓のものにぞありける

検非違使として活躍した安倍信行は有能な官人というだけではなく、しつかりと周りに目配りをして、確実に人脈を広げていく才能があつたのではあるまいか。この人の人生をたどつてみたいが、これという史料もなく、今のところ分かることはほんのわずかである。

## 邪馬台国と火の国(2)

満田正賢

### 第二章 魏志倭人伝の中にある卑弥呼の都

#### 一 奴国は吉野ヶ里

又渡一海千余里至末盧国……東南陸行五百里到伊都国……皆統屬女王國都使往來常所駐

当時の中国の官吏が、距離の記述以上に太陽の運行で正確に判断できる方角を、絶対に間違えるはずはありません。従って「伊都国が末盧国の東南にある」という位置関係は素直に受け入れなければなりません。古田氏は、魏志倭人伝に記載された方角は正しいとした上で末盧国を唐津付近と考え、「末盧国から東南に陸行したのちに方向を東北に変えて糸島半島に到着した、東南の方向とは使者一行のパレードの『はじめの一步』の方向だった」と考察しています。しかし、私は対海国から不弥国までの距離・方角・戸数の記述は伊都国に駐在した官吏が報告書に記載したものと考えています。伊都国を糸島半島とした場合、その西北五百里にあるはずの末盧国は海の中になります。「はじめの一步」の考え方は伊都国を糸島半島にするが為の苦肉の策のように思われます。

一大国(老岐)から千余里(短里で約八〇キロ)の距離にある松盧国は東松浦半島の付け根にある唐津が伊万里近辺であると推定出来ます。そして末盧国以降

の行程を考える上で注目されるのは対海国から不弥国までの戸数の記述です。

対海国…有千戸 一大国…有三千許家 末盧国…有四千余戸 伊都国…有千余戸 奴国…有二万余戸 不弥国…有千余戸

これで見ると、奴国の規模が異常に大きいことがわかります。また伊都国と不弥国はそれぞれ奴国と百里(八キロ)しか離れておらず、規模も奴国の二〇分の一です。すなわち奴国の衛星都市的な存在であったことが想定できます。伊都国は軍事的・政治的拠点、不弥国は外港都市という役割をはたしていたと考えることが出来ます。

北九州の中心地であった奴国の位置を探るのは非常に重要ですが、奴国の場合その規模から見てそれに匹敵する大規模な遺跡によって裏付けられなければなりません。末盧国を伊万里近辺とした場合、東南六百里(四六キロ)の奴国は有明海上となります。少し位置を東にずらすと佐賀近辺となります。末盧国を唐津とした場合奴国は吉野ヶ里近辺となります。そしてここには大規模な遺跡が存在します。遺跡との関係でいうと、この中には最も遺跡の多い博多湾沿岸が出てきません。しかし魏志倭人伝を素直に読むとこうなります。この矛盾は何なのでしょう。このことを考える為には魏志倭人伝の内容をもう一度整理する必要があります。

(1) 倭人…女王国東南渡千余里復有国

皆倭種

倭は九州のみでなくその東にも広がるが女王は統治していないという関係を、当時の中国人は正確に理解していたと言えます。

(2) 女王(国)…女王(国)という言葉は二つの意味で使われています。

狭義…「南至邪馬壹国女王之所都」  
広義…「次有奴国此女王境界所尽」  
「其南有狗奴国不属女王」

すなわち、魏志倭人伝の記述している世界は広義の女王の統治する世界であり、当時の倭全体のことではありません。女王の統治していない地域は狗奴国を除いて紹介していません。当時すでに高度な集権国家をもっていたと思われる出雲も大和も出てきません。博多湾沿岸が高度に発達した地域であったとしても、女王の統治外であった為に、その他の地域とともに魏志倭人伝の記述の対象外とされたと考えられます。

二 魏の使節は、玄界灘から筑後平野を横断して有明海に出て、そこから船で投馬国、邪馬壹国に向かった

第一のポイントは、末盧国が「草木茂盛行不見前人」であるにも拘わらず、水行でなく東南陸行して伊都国に向かったことです。これによって、末盧国と伊都国の間は水行出来ない関係であったと考えざるをえません。第二のポイントは、不弥国以降「南至投馬国水行二十日…南至邪馬壹国水行十日陸行一月」という

表現にあるように、南に水行したということ。これによって不弥国は海岸または河岸にあったと考えざるをえません。また位置的に、南に二十日間十日間も水行出来る場所としては、有明海以外にはありません。そこから引き出される結論は、末盧国は玄界灘沿岸であり、不弥国は有明海沿岸または筑後川河岸であるということです。

三 邪馬壹国 狗奴国は西南九州にあった魏志倭人伝の不弥国以降の記述を最も自然な姿勢で読むとどうなるでしょうか。「不弥国から南に水行して二十日間で投馬国に着く。水行十日又は陸行一月で邪馬壹国に着く。」まさにこう読むべきでしょう。(注4)

この記述は、魏(帯方郡)の邪馬壹国訪問使節団の外交報告書からの抜粋であろうと思われる。水行二十日とか水行十日、陸行一月とかは、実際に使節団が費やした日数でした。当時の使節団の旅程が、卜占による日待ちなどを伴うため現代人の想像をはるかに上回る日数をかけて行われたことを、許銘仁氏が指摘しています。(注5)

投馬国で注目されるのは、女王国以北の国名の中に奴国はあるが投馬国は出てこないという事実です。投馬国については、不弥国から南に水行二十日で行った沿岸地域、長崎・島原周辺ではないかと考えられます。

投馬国と邪馬壹国については、奴国に

比べて広域での戸数を記述している可能性があります。そう考えれば邪馬壹国の所在地の推定に自由度が増します。邪馬壹国（女王の都）は西南九州のどこかにあった。そして必ず何らかの形でその痕跡が刻まれているはずで、その痕跡を探ればそこにたどり着きます。

#### 四・「奴国」＝「奴国」

「奴国」については補足が必要です。魏志倭人伝の原文は次の通りです。

自女王國以北 其戸數道里可得略載 其餘旁國遠絶 不可得詳 次有斯馬國 次有巴百支國 次有伊邪國 次有都支國 次有彌奴國 次有好古都國 次有不呼國 次有姐奴國 次有對蘇國 次有蘇奴國 次有呼邑國 次有華奴蘇奴國 次有鬼國 次有為吾國 次有鬼奴國 次有邪馬國 次有躬臣國 次有巴利國 次有支惟國 次有烏奴國 次有奴國 次有支惟國 次有烏奴國 有狗奴國 男子為王 其官有狗古智卑狗 不屬女王 自郡至女王國 萬二千餘里

原文を読むと、狗奴国を除いた二十一か国が「自女王國以北 其戸數道里可得略載」の説明なのか「其餘旁國遠絶 不可得詳」の説明なのかが明確ではありません。どちらの解釈を取るかによって二十一か国の意味が全く変わります。「自女王國以北 其戸數道里可得略載」の説明であると解釈すると、女王国の北にこの二十一か国が順番に配置されているという位置関係になります。「其餘旁國遠絶

不可得詳」の説明であると解釈すると、この二十一か国は女王の統治範囲の周辺にどのように配置されていてもかまわないということになります。

ここでキーになるのが「奴国」です。「此女王國境所尽」と表現される「奴国」は、すなわち伊都国の東南にあり二万余戸を有するあの「奴国」です。一方は二万户を有する国、一方は女王国の境である国、どちらも魏志倭人伝の中では重要な国であるにも拘わらず、異なる国に同じ漢字表記を用いその違いについて何も説明しないということは、当時の中国官吏の常識から判断して考えられません。なお、これは帯方郡の官吏が自分の判断で用いた漢字表記ですから、中国内に同じ漢字を使った国が複数存在するのとは全く次元の違う話です。

「奴国」＝「奴国」と考えると、広義の女王国の範囲がすべて見えてきます。二十一か国は「自女王國以北 其戸數道里可得略載」の説明であるという解釈をとらざるを得なくなりません。そして女王国の北に二十一か国もの国があつて、その北限があつた「奴国」であるという関係が、女王国（邪馬壹国）を西南九州に置くことによって、極めて自然な姿となつて現れます。

又「奴国」＝「奴国」は、博多湾沿岸地域が女王の統治下になつたことも示しています。二万户を有する奴国（吉野ヶ里）が女王の統治範囲の北限であり、吉野ヶ里の北に位置する地方は女王が統治していなかつたということを示してい

るのが「奴国」＝「奴国」なのです。

五 「次」の文字は二十一か国が連続していることを表している

ところで、各国の名前の前にはすべて「次」という字が付加されています。このことは、二十一か国が順番に配置されていることを意味しています。ちなみに東夷伝には馬韓に五十余国、弁辰に二十四か国が記載されていますが、その国名はただ羅列してあるだけであり「次」という字は付加されていません。明らかに魏志倭人伝の二十一か国の紹介とは異なっています。「次」の表すところはそれが順番に配置されているということなのです。

もし仮に二十一か国の記述の最後にある「奴国」が二万户を有する「奴国」とは別の国であり女王の統治範囲の南の境界である、そしてその奴国の南に狗奴国があるという位置関係を想定しても、二十一か国が女王の統治範囲を構成する国であり順番に配置されているという事実 は免れません。二十一か国の国の大きさは邑に相当する範囲ではありませんが、それを連続して包含する女王の統治範囲は後の筑後の国や肥前の国の範囲には収まりません。後の肥後の国の範囲が女王の統治範囲にあるということ想定しなければこの二十一か国を配置することはできません。そして、狗奴国が「南の奴国」の南隣に位置しているとするとなぜ一大率（軍隊）が北の伊都国に置かれ狗奴国との紛争地域である「南」の地域は放置されているのか説明が付きません。女王の都・邪馬壹国から遠く離れているから

こそ、邪馬壹国に在る軍隊とは別に、実質的な中心地である奴国の軍事・政治的衛星国という性格を持つ伊都国に一大率を置いた。こう考えるとすべて説明がつかます。

#### 六 「略載」に関する考察

無視出来ないのは、「自女王國以北 其戸數道里可得略載」（和訳：女王国の以北は、其の戸数・道里を略載することが可能だ）という記述です。この記述故に大半の研究者は「女王國以北」を実際に里数と戸数が記載してある「末盧国・伊都国・奴国・不弥国」のことであると理解します。しかしそう理解すると「奴国」＝「奴国」は成立しません。そして「次」という字が付加されている二十一か国の持つて行き場がありません。

この問題に正面から取り組んだのが野田利郎氏です。（注6）野田氏は三国志の中にある他の「略載」の用例から「略載」は「詳実」と対比される用語であり、魏志倭人伝の記述でいえば「道里」が里数ではなく日数によって記載された二つの国「投馬国」と「邪馬壹国」であるとしています。そして「女王國」は「邪馬壹国」とイコールではなく「大きな『邪馬壹国』の一部を構成する国である」という概念を提示しています。この概念を用いれば、「邪馬壹国」七万户という大きな戸数の表示は肥後地方一帯を含んだものであり、その南に「女王國」が存在し、また「女王國」の北に二十一か国が連続する。そして「略載」しうる大きな「邪

馬壹国」の北に「奴国」が存在するとい  
う位置関係を説明出来ませぬ。  
七 「自郡至女王國、萬二千餘里」のも  
つ意味

古田武彦氏は「水行十日陸行一月」と  
「萬二千餘里」は同区間をさしているも  
のと考へ、「萬二千餘里」を構成する行程  
の考察をしています。そして、魏志倭人  
伝の記述にはない対海国と一大国の「島  
巡り」の距離を足して「萬二千餘里」を  
導き出しました。これは陳寿が行政文書  
(報告書)にある距離を積算して「萬二  
千餘里」を導き出したという考え方です。

しかし「自郡至女王國、萬二千餘里」  
の文面は陳寿が魏志倭人伝に記載したも  
ののうち、帯方郡の行政文書(伊都国に  
駐在した帯方郡の郡吏の報告書、および  
帯方郡の邪馬壹国使節団の報告書)に従  
ったものと思われる箇所にあります。従  
つてこの記述は陳寿がまとめた記述では  
なく、帯方郡の報告書に記載されていた  
記述であると考へる方が自然です。帯方  
郡の官吏は何をもつてこの距離を導き出  
したのか。考へられるのはまさに「一寸  
千里の法(周髀)」という八尺棒で夏至の  
日に陰の長さを測る一種の測量法」を用  
いたということでしょう。平壤と八代間  
の直線距離は八四六キロです。「短里」の  
一里を七六キロとして計算すると一一一  
三二里です。「一寸千里の法」には測定誤  
差がありますから「萬二千餘里」という  
記述には妥当性があると思ひます。  
そして、使節団一行の道理を計算する  
と、会稽・東治之東にあたるという表現

はまさしくこの「萬二千餘里」から導き  
出されたものと思われませぬ。ちなみに平  
壤と会稽(紹興市の距離は、直線距離で  
一一一キロです。「短里」の一里を七六  
キロとして計算すると一四六一八里です。  
測定誤差を考慮すると「一寸千里の法」  
を用いて「女王國」が会稽・東治之東に  
あたると思へたという仮説は十分にあり  
得る仮説であると思へませぬ。――続く――

(注4)『古代史研究の最前線邪馬壹国』  
洋泉社編集部編・「魏志倭人伝を読む」

田中俊明…この本は邪馬壹国について  
「邪馬壹(臺)国」という記載をして振  
り仮名はつけないという配慮をしてい  
るなど公正性が期待できる本である。こ  
の本の中にある該当部分の現代語訳は  
「南に向かえば邪馬壹国に到着する。女  
王が都するところである。水路を十日行  
けば到着する。もし陸路をとるならば一  
月かかる」となっている。

(注5)「邪馬壹国中国人はこう読む」  
立風書房・許銘仁・許銘仁氏は「周代か  
ら行われていた「卜占」では遠い旅路を  
行く場合は、道中の吉凶・安否を推知す  
るために、十日(二旬)を一つの単位と  
して、十日ごとに「卜問しては、次の日  
程を決めたのである。これを「卜旬」と  
称していた。」と述べている。

(注6)『邪馬壹国』と不弼国の謎 自  
費出版・野田利郎・野田氏は「古田史学  
の会」のメンバーで魏志倭人伝を詳細に  
読み解いた独自の邪馬壹国論を展開し  
ている。

## 現代の付喪神

大江雉鬼

古くからの民間信仰に付喪神(つくもがみ)をめぐ  
るものがある。付喪神とは年月を経た器物  
が魂を宿し、靈的な存在となったもので  
ある。室町期成立とされる絵巻物「付喪  
神記」の詞書きによれば、百年を経た古  
道具は付喪神となつて人に災いをなすの  
で、そうなる前に捨てられるとのこと。

同絵巻が「こうした風習を煤払いと呼ぶ」  
と解説するのは、煤払いに関する一般的  
な理解と重ならない。しかし正否を云々  
するのではなく、絵巻の制作意図に絡め  
て考へるべきだろう。あるいは「付喪神」  
なる名前についても、そもそも「つくも」  
とは何かといった諸説紛々の議論があり、  
きわめて面白いテーマとなる。このよう  
に、付喪神をめぐつては、問口のところ  
でいきなり話はあらゆる方向に拡散する  
のだが、今回はヒトと道具の関係という  
視点で考へてみる。古い道具は廃棄する  
のが当たり前という思想についてである。  
よく言われるように、人間は道具を使  
うことによつて進化の道に入ることがで  
きたわけで、道具はヒトが人間たるため  
の決定的要因なのである。ところが付喪  
神信仰にあるように、道具は捨てられるべ  
きものでもある。付喪神信仰においては、  
古くなつて妖怪化するのを避けるためと  
いう理由が示されるが、これは話を盛り  
上げる演出であるの言うまでもない。  
煤払いの解説をねじ曲げると同じ手法  
である。要は、ヒトが人間になるために

道具は使われるようになったのだが、人  
間となつた後は道具には捨てられるべき  
運命が課せられるということであり、文  
明という概念を絡ませるとするならば、文  
明化のために道具は必要だが文明化され  
た後には廃棄の運命に置かれるというこ  
とだ。「適切に使い適切に捨てる」と言  
ひ換えたり、「廃棄までを含めて考へる  
のが『道具を使う』ということ」とまと  
めることも可能だ。また捨てられて妖怪  
化するという解釈がある一方で、筆供養、  
櫛供養、人形供養といったように、しか  
るべき手続きを経ての廃棄処理が行われ  
る風習も存在する。このように考へてい  
くと、ヒト(人間)と道具の関係は一元  
的に要約するのは不可能と言えそうだ。  
こうした話をさらにややこしくするの  
が、経済的要因である。先に挙げた「適  
切に使う」とは、本来の機能を十分に果  
たしうる状態での使用という含意がある。  
「適切に捨てる」も、したがつて本来の  
機能を果たし得なくなつた状態を想定し  
たものである。ところが、本来の機能を  
果たし得ているにもかかわらず廃棄を強  
いられるケースも、とりわけ昨今の社会  
システムの中では、起きている。それが  
経済的要因である。本来の機能を維持す  
るために必要な対価が、道具を更新する  
(簡単に言えば買い換へるということ)  
ための対価より高額になる場合は後者の  
選択が求められる。あるいは使用者レベ  
ルでの表面的なコスト比較だけでなく、  
生産者や販売者に還元される利益を計算  
にいれた場合、すなわち社会の経済シス



テムを円滑に維持させるという目的を考慮した場合、同じ道具を使い続けるより買い換えるのが望ましいとされることもある。近年の家電品やPC周辺機器のなかには、一定期間の使用後に故障するところまでが設計に含まれていたり、保証期間中は修理ではなく即交換で対応するものの期間を過ぎると一切のサポートを拒否するというケースも少なくない。これらでは新製品への買い換えを前提とした使用が求められているわけである。

またパソコンやスマートフォンのようなICT機器についていうなら、それらを動かすためのソフトウェアが古くなることよって機器が使えなくなるといったパターンもある。ソフトウェアの新旧はバージョンの数字によって示される。新しいバージョンであれば無料で最新版に更新されるが、一定期間が経過してしまふと更新の対象から漏れてしまい、新しくすることができなくなる。そうなる物理的な意味での道具は機能を維持していても、実用的な面での用途が限られたり無くなったりすることで、その道具自体が役目を果たし得なくなる。

さて、こうした現代の道具事情を念頭においた上で付喪神について考えてみたい。もしも現代の道具とりわけICT機器が付喪神になるとすれば、どのような振る舞いをするのだろうか。室町時代の付喪神は、壊れた食器や破れ鏡といった日用品あるいは楽器などが手足を生やし顔を付けて走りまわるのだが、現代のICT機器であればそれ自体が現実の空間で

移動してまわるのではなく、サイバー空間で恣意的に活動を始めるということだろうか。室町時代の付喪神たちが捨てられることを憤ったのと同様、ICT機器たちも廃棄に抗うに違いない。ただ昔と違うのはその手法だろう。現在のID乗っ取りから始まり、仮想通貨を掠め取って金銭面での裏付けを得る、さらにそれを洗浄したうえで株価予想のAIを駆使しつつ投資を始めて国家規模の一財産つくるぐらいのところまでは容易に推測できる。サイバー空間にのみ存在する人格がひとたび生み出され経済的にも自立してしまうと、人間社会に対して存在の認証を求めてくるだろうし、予想しうる最悪のケースはサイバーテロという形での擾乱である。

もちろん、機械が自律的な意識を獲得するということが越えられない一線である。右の話もSFマンガにこそなれ、まともに取り合うのは天の落下を心配するようなものだ。しかしAI研究の進展は、意識とは何かという問題を哲学的にはなく、科学の範疇で定式化するところまでを視野に収めている。それが一定の成果を得るようになるとすれば、結果的には擬似的な意識であったとしても、確率的に人間めいた振る舞い判断を行う機械ができる可能性がないわけではない。そうになると、生物学が革新的な進歩をみせた二〇世紀前半にオルダス・ハクスリーがBRAVE NEW WORLDを予想したのと同じように、来たるべきディストピアのドアが開かれることになる。

## 我がおくのほそ道の旅 (16)

成瀬 和之

松尾芭蕉は一六九四年(元禄七年)十月十二日午後四時ごろ、大阪の旅舎で亡くなりました。享年五十一歳でした。遺言に従って、遺骸は近江国大津の義仲寺ぎちゆうじに葬られました。去来、其角ら門人十人が遺骸をまもり、川船に乗せて淀川を上り伏見に至り、十三日午後義仲寺に入りました。十四日に葬儀をし、深夜ここに埋葬しました。門人ら焼香者八十人、会葬者三百余人に及びました。

なぜ、芭蕉は「死んだら義仲寺に葬ってくれ」と望んだのでしょうか？

義仲寺は木曾義仲の墓所です。木曾義仲(源義仲)は一一八〇年に平氏討伐の挙兵をし、一一八三年五月、北陸路に平氏の大軍を打ち破り、七月京都に入りました。翌年、鎌倉の源頼朝の命を受けて都に上ってきた源範頼、義経の軍勢と戦い、この地で討ち死にしました。享年三十一歳でした。既に触れた芭蕉の「時の敗者」としての自認が、義仲への思い入れとなつたのでしょうか。

その後、年を経て、見目麗しい尼僧が、義仲の墓所のほとりに草庵を結び、日々の供養にねんごろでした。里人がいぶかかって問うと、「われは名も無き女性」と答えるのみでした。この尼こそ、義仲の側室巴御前の後身でした。武勇すぐれた美女で、武将として義仲を助けたといわ

れます。巴御前の墓である巴塚も義仲の墓の傍らにあります。

芭蕉の忌日は「時雨忌」といい、義仲寺の年中行事となつており、現在は旧暦の気節に合わせて、毎年十一月の第二土曜日に営まれています。



### 【広告】

#### 電子出版物のご案内

芥川だよりに掲載された「埋め草」を電子書籍化しました。AMAZONのセルフ・パブリッシングを使っていますので、アマゾン・ドット・コムにて書名を指定すれば検索に掛かります。

↓ <https://www.amazon.co.jp>

書名：埋め草(山紫水明文庫)

著者：大江雉兔

価格：三四一円

形式：KINDLE版

書名：はじめての奥駈(山紫水明文庫)

著者：苔迪散人

価格：五〇四円

形式：KINDLE版

この道はいつかくる道

自然にまかせつつも自分自身を、またお互いに力を合わせて工夫し刺激しあっていくことがボケない大切な方法のように思う。

「空き家はつぶれる」人間の体かて使わないとおとろえる。

いらなきや、「必要でないなら」小さくなる。人の頭かて使わなあかん。

「四苦八苦」生きてゆくということは、十のうち九まで苦や、四苦八苦して苦労することが生きている証や。ただ大切なことは、苦労を楽しむこと、出来るかア。でもそれが最後の「残り少ない」楽しみとして生きてくると思う。

未完成を楽しもう

なんたることや。平気で裏切つてという物事はこれでよい。人間誰でも完ぺきに出来上がりというのではない。そう思った時に頭のおとろえを覚える。いつまでも未完成な人間であつていいのでは…。

九〇才を過ぎた今でも恥ずかしくない。そのことが面白いのかも。全部自分の思うようにせなあかん、気のすまんお人、もうひと工夫して欲しいなあ。

足腰の上に頭がのっかかっている

のやから、歩く、動く、こけるな。泣く時は、大きな声で、フトンの中で泣くな…。

おかしかったら思い切り大きな口を開けて笑うこと。しのび笑いは気持ちかわるい。

人の輪に入つて笑う。輪は、和やで。

老いのたわごと

卒業式に何を歌つたかで世代が知れる。

「蛍の光」「仰げば尊し」だろう。

過ぎ去つた日々に想い出として語り合う友もいなくなつてしまった。

「童謡、唱歌がなくなる日」主婦の友新書で読み意外な事実を知る。

「蛍の光 窓の雪 書よむ月日重ねつつ いっしか年もすぎの戸を開けてぞ 今朝は別れゆく」涙なみだで別れていった。

「台湾の果ても樺太も」敗戦後、この歌詞も変えられ、誰も口にしなくなつたらしい。

ランドセルを背負つて走つてゆく子供たちを見て、心淋しくなつた。

蛍の光も影が薄いらしいけれど、私は、やはり、学び舎への感謝と巣立つ未来を見守る平和の歌であつて欲しいと願うのだが。

俳句

土田裕  
小さき芽幹に上枝に山笑ふ

千年の

古木にもある芽吹きかな

童心に返りふらここ高く漕ぐ

目の色を信じて鯖を購へり

華やぎの日々は戻らず

花は葉に

影山武司

老梅の振れし枝の蕾かな

頬赤き幼子跳ぬる梅の径

梅の香に乗りて届きぬ城太鼓

階きざしの歩幅に足りぬ梅の園

剪定の

トルソのごとき大樹かな

一文字の足りぬ宛名や

涅槃ねはん西風にし

手のひらに合格の文字受験生

人事会議の果てて溜息二月尽

閉店のお知らせ

長年にわたりお世話になりました  
「着物から洋服を仕立てます 梵」  
を七月二十五日で閉店することになりました。

病気の家族を抱え、今が潮時と考えました。ほんとうに長い間、多くの人に助けられ励まされて続けてこれました。感謝の気持ちで一杯です。  
「芥川だより」は続けていきたいと考えております。インターネットで無料配信をしていきます。ネット利用が出来ない方には、有料で送付することなどを検討中です。

「芥川だより」を創刊する際に、編集長をしている山の先輩が、「発行する以上、死ぬまで続けよ、そして、出版物は、公的なものだから私物化するな。読む人に勇気を与えるものを作れ。どんなに小さな出版物であつても」

また、最初に挿絵を描いて頂いた平木さんも「芥川だより」を金儲けに利用しないで、と言われて快諾したことなどを思い起こし、さらに頑張つてやっていきたいと考えていますので、今後ともご支援をお願いします。(嘉)